

令和4年第29回定例公安委員会会議録

開催日時 令和4年10月13日(木) 午前11時10分～午後2時45分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時35分～午後1時50分

2 出席者

公安委員会 久本委員長 衣笠委員 勝部委員

警察本部 半田警察本部長 雲田警務部長 笠田首席監察官
前田生活安全部長 河本刑事部長 柴田交通部長
加藤警備部長 植木警察学校長 見垣情報通信部長
前田警務部参事官

(事務局等～畔田公安委員会補佐室長、辻室長補佐)

3 議題事項

4 報告事項

○懲戒処分等の状況及び随時監察の実施結果(令和4年度第2四半期)(警務部)

○鳥取県警察高齢者交通安全教育指導員の活動状況(交通部)

(1) 懲戒処分等の状況及び随時監察の実施結果(令和4年度第2四半期)(警務部)

警察本部から、令和4年度第2四半期の懲戒処分等の状況及び随時監察の実施結果について報告があった。

委員

小さなことの積重ねで大きな問題が発生するので、緊張感を持って職務に当たっていただきたい。

全国では、留置施設において自殺事案などの変な事案が発生しているが、こ

ういった事案を他山の石として、今後の業務に活かしていただきたい。

委員

懲戒処分事案を発生させないよう、報告、連絡、相談をしっかりと行っていただきたい。

幹部によるチェックを徹底し、引き続き適正な業務を行っていただきたい。

委員

随時監察の結果を踏まえ、基本に立ち返って、しっかりと確認を行っていただきたい。

(2) 鳥取県警察高齢者交通安全教育指導員の活動状況（交通部）

警察本部

鳥取県警察高齢者交通安全教育指導員は、平成19年4月1日から運用を開始し、今年で16年目となった。この鳥取県警察高齢者交通安全教育指導員は、高齢社会が確実に進展する中で、交通事故全体に対する高齢者の加害事故や高齢者の死者数が増加する傾向が強くなることが窺えることから、高齢者に対する交通安全教育を、効果的かつ効率的に行うことを目的に運用を開始したものである。

運用開始当初は、東部地区1人、西部地区1人の2人体制であったが、平成21年から中部地区1人を加え、3人体制で活動を実施している。主な活動内容は、高齢者に対する交通安全教育活動、高齢者宅訪問による個別交通安全指導及び反射材貼付活動などである。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、高齢者交通安全講習の実施回数、受講人数は大きく減少しているが、高齢者訪問活動や反射材貼付活動を継続して行っているところである。交通安全講習を実施する場合には、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するよう努め、高齢者には、加齢に伴う、身体機能の低下が行動に及ぼす影響や交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することの必要性への理解を促している。また、県警察には、交通機器を搭載した交通安全教育車「ことぶき号」があり、これを活用して、交通安全教育を実施している。

引き続き、交通安全教育機器の活用や反射材用品の活用推進に重点的に取り組み、1件でも悲惨な事故を減らせるよう努めていく。

委員

交通事故における高齢者の安全対策は、大変重要であり、良い活動をしていただいている。

高齢者が加害者にも被害者にもなってはならない。この活動は、社会のためにも、高齢者のためにも非常に大切だと思う。本人が危険だという自覚が薄いと感ずることもあると思うが、講習等を通じて、自覚を促していただきたい。

委員

高齢者の中には自分の運転に自信を持っている方がいる。そういう高齢者に対しては、しっかりと安全運転に対する意識付けを行っていただきたい。

鳥取県警察高齢者交通安全教育指導員は警察OBということで、大変心強い。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、高齢者指導の機会が少なくても、内容を充実させるなどして、少しでも事故が減らせるよう努めていただきたい。

委員

高齢者宅を訪問しているとのことだが、どういう方を対象に訪問しているのか。

警察本部

幹線道路に近かったり、複数回事故を起こされた高齢者宅などを訪問している。

委員

今後こういった取組を継続していただきたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取4件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞1件について、事案概要、処分理由、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 報告事項

- ・公安委員会宛ての要望に対する対応
- ・審査請求に係る審理結果報告
- ・監察報告
- ・店舗型性風俗特殊営業届出確認書に関する報告
- ・遭難防止対策の推進状況等
- ・車両使用制限命令実施結果報告

4 視察

110番映像通報システム

5 公安委員会委員間の事前検討・協議等

6 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。